令和３年度（2021年度）5月受付分公表

番号	件名	市民の声（要旨）	市の回答	問い合わせ先
1	阪内川に架かる荒木橋について	昨年9月に松阪市総合計画（中間案）に関する意見を提出し、経営企画課からは大略の回答を得ていますが、事業担当の建設部からは回答を得ていません。 従って、上記意見書の 1.前文を基本として道路の安全性を検討するため、・・・ 2.歩行者側の防護柵の設置について、・・・ 上記2項目について、建設部としての見解と今後の方針を市民目線に立って、「市総合計画　7.市民のための市役所」の観点で説明して下さい。	最初に、これまで、2度にわたりご回答を申し上げた内容についてのご指摘を真摯に受け止めさせていただきます。 さて、「荒木橋」における道路については、小学生、中学生の通学路に指定されており、特に朝の通勤ラッシュ時における登校時の小学生、中学生等の安全性が懸念されるとのことで、昨年に当課職員が朝の橋周辺の交通状況を確認させていただき、交通量の多さを実感したところです。 実際の交通量につきましては、上下水道部が実施した荒木橋の近傍交差点における調査では、朝方の7時から9時で383台、夕方の17時から19時で441台であり、推定交通量は、2,052台/日となっています。 また、子どもの安全対策に係る防護柵につきましては、国土交通省の「防護柵の設置基準」（平成16年3月31日道路局長通達）によりますと、路面上から1.1mが転落防止のため必要な高さとされておりますが、「荒木橋」の防護柵は、車道側では約1.0mであり、また高欄構造も横パイプ形式で隙間が約22cmあり、安全基準とされる15cmより７cm程広くなっています。 子どもが川へ転落することが危惧されるとのご指摘に対しましては、他市の安全対策の事例等を参考に対応を研究してまいりたいと考えています。	建設保全課 電話：53-4412

令和３年度（2021年度）5月受付分公表

番号	件名	市民の声（要旨）	市の回答	問い合わせ先
2	市道垣鼻堀ノ内2号線について	昨年12月に、市道垣鼻堀ノ内2号線等について「市民の声」を届け、回答を頂いています。その内容について、回答されていない項目及び疑問点がありますので、再度市民の声を届けます。 5.平成25年3月18日付けで、“松阪市市道の構造に関する条例および規則”が制定されています。この内容は、ほぼ道路構造令に準拠しています。 6.12月21日付け回答内容は、“道路構造令の適用を都市計画法第32条の同意の条件としておりません”となっていることから、“垣鼻堀ノ内2号線は市の条例・規則を同意の条件となっていません”となります。 7. 5.と6.から導かれることは、道路法第29条及び第30条を遵守せず“松阪市市道の構造に関する条例および規則”を満足していない道路を、開発事業者から帰属を受けて市道認定していることになります。 8.これでは、何のために“松阪市市道の構造に関する条例および規則”を制定したのか、理解不能です。 9.回答内容のうち、“その道路計画には特に管理上問題になることはなく”とありますが、その根拠が示されていないため市民にとっては分かりにくくなっています。過去の「市民の声」に対する建設保全課の回答は、このような形式が多いため市民目線に立った、「定量的な」回答をお願いします。	ご指摘のとおり、当該道路は道路構造令上、4種４級相当であります。 今後は、当地区の交通安全に注視しながら、必要に応じて交通安全対策を検討してまいりたいと考えています。	建設保全課 電話：53-4412

令和３年度（2021年度）5月受付分公表

番号	件名	市民の声（要旨）	市の回答	問い合わせ先
3	新型コロナウイルス及び新型コロナワクチンの資料	この度は新型コロナウイルス及び新型コロナワクチンの詳しい情報を知りたく寸書をお送りしました。 ・マスクとソーシャルディスタンスの必要性を示す科学的根拠 ・新型コロナウイルスの存在を証明する科学的根拠 ・ファイザー社、アストラゼネカ社、モデルナ社のそれぞれの新型コロナワクチンの治験のデータ、安全性を短期的、長期的に示すデータ及び有効率の出し方に関する資料 ・ファイザー社、アストラゼネカ社、モデルナ社のそれぞれの新型コロナワクチンに使われている組み換え遺伝子の塩基配列のデータ及び組み込んだ遺伝子がどのような物かについてのデータ ・アストラゼネカ社、モデルナ社のそれぞれの新型コロナワクチンの成分を示した資料 　以上の資料を要求します。	5種類の根拠・資料について要求いただきましたが、いずれも専門的な内容であり市ではご回答できる内容ではございません。お手数をお掛けして大変申し訳ございませんが、厚生労働省等にお問合わせいただければと存じます。	健康づくり課 電話：20-8087
4	三重県内男女共同参画連携映画祭2021の件	15年前、映画を通して性別に関わらず“男女が共に生きるためのヒント”を届けるということで始まりました。 　松阪市は上映の映画が未定とのことですので、日時・会場はおまかせしますので、仕事・家庭の他にも様々な価値等、生き方について考えさせられる作品として『最高の人生の見つけ方』を採用していただきたくよろしくお願い申し上げます。	今年度開催予定しております「三重県内男女共同参画連携映画祭」につきましては、新型コロナウイルスの感染が拡大している状況を鑑み、現在のところ開催時期は未定です。 　ご参加をご検討いただいていた〇〇様にはご迷惑をおかけすることとなり、大変申し訳ございません。	人権･多様性社会課 電話：53－4339

令和３年度（2021年度）5月受付分公表

番号	件名	市民の声（要旨）	市の回答	問い合わせ先
5	生理用品の件	ご承知の通り新型コロナの影響はさまざまなとこで生活を大きく圧迫しております。 市内に女性の高校生や大学・専門学校の学生がおり、アルバイトができない状況です。又、母子家庭、住民税非課税世帯の女性の方々も毎月必要な生理用品が不足しております。たしか、災害用の備蓄用の生理用品があろうかと思いますので、至急対応していただきたく要望いたします。	まず、松阪市は〇〇様がおっしゃる通り、災害用備蓄品として、昼用と夜用の生理用品を一袋ずつ、660セット備蓄しております。これらは長期間の保存を想定し、特殊フィルムに密封包装をしたうえで梱包し保管しています。 松阪市は大規模災害発生時の行政として果たすべき責務である「共助」として、発災直後から災害に伴う被害の情報を収集し、被害状況や避難者数に応じて緊急物資の供給を行えるよう、平時から準備しておく必要があります。また、生理用品は女性の生活に欠かせない物資として「三重県備蓄・調達基本方針」において備蓄・調達すべき重要品目の一つに位置づけられております。松阪市でも重要品目として備蓄をしており、現時点では市が災害用に備蓄している生理用品より、母子家庭や住民税非課税世帯の女性の方々に配布させていただく予定はございません。 また、市としても引き続きコロナ禍における防災対策ついて、啓発及び検討を行って参りますので、ご理解の程よろしくお願い申し上げます。この度はご提案をありがとうございました。	防災対策課 電話：53－4313
6	2001年以後における郵便投票について	本年はコロナ禍下での選挙になる可能性があります。数は少ないと思いますが、投票日に宿泊療養者等への対策はどうされるのかおしえて下さい。	宿泊療養者等の投票については、外出ができない限り投票することはできない状況となっておりますが、総務省からの特例措置等が発令されるようであれば、最大限の対応をしていきたいと考えております	選挙管理委員会事務局 電話：53-4411

令和３年度（2021年度）5月受付分公表

番号	件名	市民の声（要旨）	市の回答	問い合わせ先
7	身障者用の屋根付駐車場からの通路について	最近完成しました身障者用の屋根付駐車場につきましては、立派な施設を設置していただき、市民としても誇らしく思います。ただ、駐車場からの通路につきましては、頭上に屋根や手すりが設置してあり、雨天でもぬれずに通行できるよう考慮されていますが、時々その通路に自転車やオートバイが駐輪されており、通行の支障になる事があります。願わくは、ラインを引く事により、通路であるという表示をしていただきたいと思っております。	おもいやり駐車場の通路の屋根の下に駐輪されていることがあるとのご指摘に関しまして、駐車場の整理員に確認をしましたところ、ご指摘のとおり駐輪されていることがあり、気が付いた時には移動を促しているとのことでした。今後につきましては、駐輪場の案内図と駐輪場ではない旨の案内表示を設置し、合わせて駐車場整理員の方でも引き続き注意を行ってまいります。	財務課 電話：53-4322
8	市役所（本庁舎）と付近に分散している庁舎の配置図の案内板の設置について	市役所を訪問される人の立場から本庁舎と付近に分散している庁舎（上下水道課、環境課、開発指導課、建築課等）の配置図が記載された案内看板を、本庁舎の玄関付近に設置してほしいと思います。 現状では、本庁舎の近辺に分散している庁舎が多いので大変わかりづらいと思います。	本庁舎分館等の配置図の設置に関しまして、案内にはお問い合わせいただいた際に説明するための手持ちの配置図は用意してありましたが、ご意見を頂戴しましたとおり、ご来庁いただいた方皆さんがわかる看板といったものは設置しておりませんでした。そこで、案内図を正面玄関のドアに設置させていただき、来庁時にわかりやすくなるように致します。なお、現在正面入り口を入って右側にあります案内看板のリニューアルを計画しており、その際には配置図も含むようにいたします。	財務課 電話：53-4322

令和３年度（2021年度）5月受付分公表

番号	件名	市民の声（要旨）	市の回答	問い合わせ先
9	市役所駐車場の警備員について	松阪市役所の駐車場の警備員は多いと思います。1名で足りるところ、2～3名もいて、指示が逆に迷いを与えて、事故や時間のロスにつながると考えます。０名でもよいと思います。	ご意見を頂戴しました市役所庁舎前の駐車場整理員につきましては、お車で来庁いただく方はもとより、すべての来庁者の皆さまにとって、安全で利用しやすい市役所であるように配備をしております。 人数につきましては、空きスペースを把握しスムーズに駐車出来るように、歩行者と車両がともに安全に利用できるように、またその他様々なトラブルにいち早く気が付くように、よく目が行き届く2名体制で配置をしております。	財務課 電話：53-4322
10	「広報まつさか」の件	標記の件ですが、配布ルートは市－町自治会－町内会－班長－市民のルートで配布されると想像します。しかし、この数年間ほとんど配布されません。従って「広報まつさか」は市役所でいただいておる次第です。 ただ、気になること、町内会の総会はなし、もちろん例年実施されていた祭事の行事なし、掲示板もほぼ掲示物なし、当然回覧板もなしで、町費の集金もない現状です。ただ、ゴミの関係では火・金は２名の方が立合っていただいております。現状では、我が町は町としての機能は完全停止の状態です。本年から住民自治協議会になります。今後、どうなることやら住民自治協議会が充分機能できるか心配です。このような地区が増えると思いますが、市当局としてどう対応されるのかおしえて下さい。	4月から地域住民の身近な課題を自主的に解決し、地域の特性を生かして自律的に地域づくりを行う「住民自治協議会」の活動が始まっています。 最近では新型コロナウィルスの影響もあり、住民自治協議会や自治会が行う人が集う行事やイベントが中止となっている現状があります。地域の行事やイベントに関する情報について、お住まいの地区市民センターや公民館へお問い合わせいただければと思います。地域によって課題・問題となる事項はたくさんあるかと思いますが、市と住民自治協議会がそれぞれに役割を果たしながら住民自治協議会と協働する中で、これからの地域づくりに取り組んでまいります。	地域づくり連携課 電話：53-4384

令和３年度（2021年度）5月受付分公表

番号	件名	市民の声（要旨）	市の回答	問い合わせ先
11	住宅課への苦情	先日、市営集合住宅の駐車場のことについて話し合う機会がありました。住宅課の課長と係長に同席して頂きました。 住人の三世帯主で、駐車場で遊ぶと危ないので、遊ばないようにしてはどうかというのが主な話題でした。 その話し合いの際、課長が、原則駐車場は駐車場として使うが、地域柄、ある程度遊ぶことも考慮しては、との発言がありました。 係長は、小さい子供がいるので、事故の危険性は常にあるとおっしゃっていました。 課長は、「容認はしてないが」とおっしゃっていましたが、事実上ある程度は容認したと取れる発言をされています。かりにも管理している市役所の住宅課の方が、このような発言をすることは問題なのではないかと思います。 松阪市役所全体としてどのように考えているのか、ぜひお聞かせ願えますでしょうか？	さて、駐車場に関することについて、お集まりいただき、今後について当事者間でお話合いをしていただきました。 その際、住宅課から、「駐車場は狭いので子供が飛び出す危険性がある」、「駐車場は基本的に車を停めるための場所である」、「３者の話し合いにおいてお互いが納得できる方向性を検討していただきたい」などの発言をしております。 また、〇〇様から「なぜ、公園で遊べないのか」という再三にわたる声かけがありましたが、〇〇様および〇〇様からは「公園へ連れていく時間がない」や「親が見ているので問題はない」などの返答であり、話し合いは平行線となっていたことから、「駐車スペースで遊ぶことは危険なため控えていただきたいが、双方が納得できるよう、車両が近づかない場所（A棟とB棟の間や駐輪場付近）にバリケードを設置するなど子供が飛び出さないようにして、かつ、保護者が確認を怠らないという状況であればいかがでしょうか。」と提案した次第です。 入居者皆様で協議をしていただいた結果、住宅課としては駐車場で遊ばせることを容認はしておりませんが、「駐車場内の最徐行と注意（看板の設置）」と「子供の飛び出し防止としてバリケードの設置」の解決策を出していただいたものと認識しております。 なお、バリケードを設置することにより郵便配達や宅配便等にも影響がでるようであれば、設置場所や設置の是非についても指導をさせていただくことになるかと考えています。	住宅課 電話：53-4160

令和３年度（2021年度）5月受付分公表

番号	件名	市民の声（要旨）	市の回答	問い合わせ先
12	（なし）	松阪市内の小学校に子供が通っております。 現在給食エプロンを学級で管理し共有しておりますがコロナウィルスが蔓延しているなかエプロンを他の児童と共有させることに不安を感じております。 他の県では共有を中止しているところもあるようなので松阪市でも検討していただけないでしょうか。 よろしくお願いいたします。	松阪市立小中学校における新型コロナウイルス感染症対策として、マニュアルやガイドラインを令和2年5月に作成し9月に改訂を実施しながら、学校生活における様々な感染症対策を行っているところです。 学校給食を実施するにあたっては、「学校給食衛生管理基準」に基づいた調理作業や配膳等を行うよう徹底し、健康チェック、正しい手洗い＆アルコール消毒、身支度（エプロン、帽子または三角巾、マスク着用）を整え、十分な換気、机を向かい合わせにしない、大声での会話を控える、おかわりは担任が配食する、ご飯やパンを友だち同士で分け合わないなどの指導を徹底しております。 今回お申し出いただきましたコロナ禍での給食エプロン共用に不安を感じるとのご意見につきましては、今後の感染状況や各学校及び保護者様からのご意見等を伺いながら、検討していきたいと考えております。これまで以上に衛生管理及び感染症対策を徹底してまいりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。	給食管理課 電話：61－1155

令和３年度（2021年度）5月受付分公表

番号	件名	市民の声（要旨）	市の回答	問い合わせ先
13	五輪キャンプ	五輪キャンプカナダ代表受け入れに断固反対します! 県をまたぐ移動を県から呼びかけられ、1年以上 東京の娘にも母にも会っていません。 もちろん言われたからではなく、自分のため、家族のため、地域のため、医療従事者のために我慢しているのです！ 私だけではありません。多くの人が皆我慢しているから、松阪市は感染が抑えられているのです。 それなのに、感染防止対策が万全だから、海外から受け入れるとは、どういうことですか？ あまりにも勝手過ぎます! 私達が皆、感染防止対策を万全にするので大丈夫です。と言って、市民県民が自由に他県海外と往来したら、どうなりますか？ 絶対おかしいです! 断固反対します!	今回、カナダオリンピック委員会並びに三重県からの依頼により、カナダスケートボード五輪代表チームの事前キャンプを受入れることとなりました。 三重県では引き続き緊急警戒宣言が発令され、一部地域におきましては「まん延防止等重点措置」が適用されるなど、新型コロナウイルスの感染状況は依然厳しい状況にあるのは、ご指摘のとおりです。 しかしながら、今回の事前キャンプ受入れについては、受入れに際して「ホストタウン等における選手等受入れマニュアル」が定められており、このマニュアル作成にあたっては国が策定した「ホストタウン等における選手等受入れマニュアル作成の手引き」に基づき、新型コロナウイルス感染防止対策を徹底することが定められております。 マニュアルに定める対策の一部を例に挙げますと以下のとおりです。 ・「移動時の専用車の利用」 ・「宿泊施設における一般利用者との接触防止対策」 （宿泊フロアの貸切、食事会場や施設内での一般客との接触防止、外出制限など） ・「練習施設における接触防止対策」 （施設の貸切利用、見学者との接触防止対策など） また、選手等への毎日のPCR検査の実施が定められております。この検査については「地域の保健、医療機関に支障を生じないよう配慮する」という考え方が内閣官房より示されており、検査も県外機関にて実施され、市内医療機関への負担がないように進める予定でございます。 今後、事前キャンプの実施に際しては、この「マニュアル」に沿った感染防止対策を徹底し、市民と選手双方の安全を最優先に進めてまいりますので、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。	観光交流課 電話：53-4405

令和３年度（2021年度）5月受付分公表

番号	件名	市民の声（要旨）	市の回答	問い合わせ先
14	市内櫛田町　水路の件	要望は ・水路の整備　です。 近年の大雨やゲリラ豪雨などですぐ冠水する状況である。 田んぼの水路として取水時には堰き止められ、常に水位が高い状態にある。 宅地箇所は水路が大きく深いが、田んぼ横になると水路が浅く狭いため水量が増えるとその境には特に 水が集中し溢れる。 住宅地が増え、田んぼが無くなったため下に流れる水量が増している。 宅地側から下流へ流れる水路は無い。 水の集中する箇所の側溝と道路下に隙間（空洞箇所）がある。今回、応急対応してもらっているが根本的解決にはなっていないのではないか？ 平成21年、下水道施工時に舗装しているが、その側溝と道路の隙間（空洞箇所）はどのようになっていたのか？ また水路の下流部でＵ字溝に隙間があるのか水が吹き足出している箇所が複数見られる。これは劣化ではないのか？このような箇所があるから 田んぼに水が溜まらず水路堰き止めを必要としているのではないか？ その他諸々お聞きしたいこともあるので一度立ち合い確認を行ってほしい。 また、平成21年の下水道工事時の舗装及び完成検査状況等もお聞きしたい。 現状を添付します。 回答願います。	１．「大雨時に冠水するため水路を整備してほしい」につきましては、この水路は元来農業用の用水として利用されている水路であり、現在も水田への導水のために利用されております。周辺の土地利用状況の変化による雨水排水能力の改善は既存水路の利用状況をふまえ自治会、農業関係者等と十分な協議検討を要しますので、地域でご意見をまとめていただき自治会より要望をあげていただきますようお願いいたします。 ２．「水田の利水に供しているので堰があてられ水位が高い」につきましては、現地の状況を確認させていただきましたが、田面と水路の高低差がほとんど無いために、取水口が水路の高い位置に設けられており、水路を堰止め水をためる必要があります。 ３．「水路の断面が宅地付近と水田付近で異なっており水田側の方が小さい」につきましては、宅地造成前は周囲一帯が水田であり、上流部の水路については昔の用排水路として整備され、流末の水路へ接続されており、その当時の用排水路であると推察されます。 ４．「宅地側（差出人側）の道路側溝は地形に沿った勾配では整備されていないため下流（農地方向）には整備されていない」につきましては、宅地側の下流に側溝が整備されていないのは、造成時に対面にある既存水路を流末水路として利用し、接続しているため整備されていないと考えられます。 ５．「水路の空洞箇所についての見解、状況確認及び処置はどのように行ったのか。また、根本的解決にはなっていないのではないか」につきましては、水路から溢れた水が隙間から侵入し徐々に舗装部が侵食され空洞化したと推察されます。現状より悪化することを防止し、通行人が足を踏み入れる等の危険性を回避するため、緊急に穴埋め対応をさせていただきました。現場対応については、空洞箇所にバールを差し込んで状況確認を行い、一般的な応急処置と同様に常温合材を２袋程度充填し、大ハンマーで転圧締固めを行いました。根本的な解決としては、側溝の目地補修及び舗装の修繕を行う必要があるため、修繕時期などを自治会と調整します。	建設保全課 電話：53-4152

令和３年度（2021年度）5月受付分公表

番号	件名	市民の声（要旨）	市の回答	問い合わせ先
14	市内櫛田町　水路の件	要望は ・水路の整備　です。 近年の大雨やゲリラ豪雨などですぐ冠水する状況である。 田んぼの水路として取水時には堰き止められ、常に水位が高い状態にある。 宅地箇所は水路が大きく深いが、田んぼ横になると水路が浅く狭いため水量が増えるとその境には特に水が集中し溢れる。 住宅地が増え、田んぼが無くなったため下に流れる水量が増している。 宅地側から下流へ流れる水路は無い。 水の集中する箇所の側溝と道路下に隙間（空洞箇所）がある。今回、応急対応してもらっているが根本的解決にはなっていないのではないか？ 平成21年、下水道施工時に舗装しているが、その側溝と道路の隙間（空洞箇所）はどのようになっていたのか？ 　また水路の下流部でU字溝に隙間があるのか水が吹き足出している箇所が複数見られる。これは劣化ではないのか？このような箇所があるから田んぼに水が溜まらず水路堰き止めを必要としているのではないか？ 　その他諸々お聞きしたいこともあるので一度立ち合い確認を行ってほしい。 また、平成21年の下水道工事時の舗装及び完成検査状況等もお聞きしたい。 現状を添付します。 回答願います。	６．「水路の下流部で目地から水が吹き出しているが、劣化ではないのか。このような箇所があるから田んぼに水が溜まらず水路堰き止めを必要としているのではないか」につきましては、既設水路の整備された年は不明ですが、現状からかなりの年数が経過していると考えられます。水路目地からの水の吹出しと水田の水が溜まらないとの関連につきましては不明ですが、水田の利水のため水位の変動が大きいことも水路目地の劣化の一因であると考えられます。用水としての利用及び日常管理は農業者の判断に委ねられておりますので、自治会等と相談していただきますようお願いいたします。 ７．「側溝問題を含め提起したが割愛された状態で対応されているが有効であったのか」につきましては、令和3年5月6日に自治会長から櫛田地区市民センターへ連絡があり、令和3年5月7日に櫛田地区市民センターより建設保全課に「櫛田町の道路について、川の水があふれており、道路の下に空洞があるようだ」との連絡がありました。お話いただいた内容がどの連絡過程により割愛されたかは分かりかねますが、今後の連絡内容の伝達は正確に行うよう努めてまいります。 ８．「平成21年当時の下水道工事に関する件」につきましては、下水道建設課で確認をしたところ、保存期間（10年）が過ぎており当時の工事資料、完成検査書類は既に廃棄されております。また、当時の施工業者にも確認を致しましたが、当該箇所における当時の舗装施工前及び施工中の側溝の状況について確認ができるような写真や資料は無いとのことでした。 　ご多忙のところお世話をおかけしますが、ご都合の良い日時を調整させていただき現地にてお話させていただければ幸いです。	建設保全課 電話：53-4152

令和３年度（2021年度）5月受付分公表

番号	件名	市民の声（要旨）	市の回答	問い合わせ先
15	(R3.9.28追加) 都市計画法第32条協議・同意について	昨年11月25日に市民の声を届け回答を頂いていますが、一部未回答及び疑問点がありますので、再度「市民の声」を届けます。 先の声１．から３．の各項目について、事実確認をお願いしましたが回答を頂いていません。 また、回答内容の“雨水計画に整合した値であれば特に問題ありません”について、公共施設管理者の目線ではない「上から目線」ではないでしょうか。本来ならば、“雨水計画に整合するよう協議を行い、同意しています。”のような対処ではないですか。 ４．当該開発許可書（番号　KK15020013、KK15020011）に係る都市計画法第32条協議・同意の妥当性について検証して下さい。 以上、1.2.3.の各項目の事実確認を行った上で、4.の結果について公共施設管理者（建設保全課）としての見解と今後の方針を、技術的観点から説明してください。 以上回答は、文書でお願いします。	開発行為を申請する者は、開発行為に関係のある公共施設の管理者と、開発区域内の土地利用計画や雨水計画との整合性が図れるよう協議を行っています。 雨水流出抑制方法として開発行為により設置される浸透桝につきましては、開発許可申請において、開発許可権者により審査・検査等が行われるものと考えています。 今後は、雨水流出抑制方法に関して、効果が十分に発揮できるよう、関係部署との調整・協議を早期に行っていきたいと考えています。	建設保全課 電話：53-4412 建築開発課 電話：53-4197